

(別紙)

有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会 第2次アクションプラン策定業務委託仕様書

1. 業務名

有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会第2次アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）策定業務

2. 業務の目的

大牟田市、柳川市、みやま市、荒尾市、南関町、長洲町は、総務省が推進する定住自立圏構想の下、「有明圏域定住自立圏」を形成し、医療、福祉、教育・文化など、様々な政策分野において相互の連携、役割分担のもと、各種取組を展開している。

有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会（以下「広域観光振興部会」という。）では、圏域内にある固有の地域資源を活用し、広域連携による観光振興に努めているところである。

現在、新型コロナウイルスの影響により旅行需要は激減しており、本圏域の観光業は厳しい状況を余儀なくされている。また、日本全体の人口が減少し、国内市場が縮小する可能性が懸念される中、本圏域の魅力を発信・維持していくためには、各自治体の観光資源を複合的に組み合わせながら、観光地としてのブランドを高め、広域的な観光発信を推進し、交流人口及び観光消費額の増加を図っていくことが求められている。

本業務は、有明圏域定住自立圏共生ビジョン及び第1次アクションプランを踏まえ、本圏域で取り組むべき観光のテーマや今後の方向性を定め、戦略的な観光振興の指針となるアクションプランを策定するものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4. 業務要件

(1) アクションプラン策定に係る基本的な考え方

- ①「交流人口・関係人口の増加」「地域経済の活性化」「ウィズコロナ・アフターコロナに対応した観光対策」を目的の柱とすること。
- ②第1次アクションプラン等これまでの事業実績を参考にすのほか、有明圏域定住自立圏共生

ビジョンとの整合性を図ること。

(2) アクションプランの計画期間

期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(3) アクションプラン策定支援業務

本圏域の観光資源の現状把握、課題の抽出、施策の方向性などの検討

- (ア) 広域のメリットを生かした、圏域の誘客施策について検討する。
- (イ) ウィズコロナ・アフターコロナに対応した観光振興の取組みについて検討する。
- (ウ) 佐賀空港、有明海沿岸道路、九州自動車道を活用した誘客の施策を検討する。
- (エ) 観光振興の具体的な目標を設定し、定期的に事業を検証する仕組みを検討する。
- (オ) 国内向け、海外向けの取組みについて検討する。

(4) アクションプラン策定会議の開催支援業務

アクションプラン策定会議（5回程度）の運営を支援する。

- ①アクションプラン策定に関する、必要な企画や提案、助言
- ②会議の配布資料作成
- ③会議録作成
- ④上記にあげるものの他、会議等の運営に必要な事項

5. 業務実績報告

業務完了時に次の成果品を提出すること。

- (1) アクションプラン（A4版20頁以上、カラー刷り） 60部
- (2) 各種引用データ及び集計データ等の成果物
- (3) 上記の電子データ 一式

（MicrosoftWord及びExcelで作成し、CDまたはDVDで提出すること）

6. その他留意事項

- (1) 本業務の遂行に必要な打ち合わせは、原則として大牟田市内で実施する。また、打ち合わせを行った場合はその内容について議事録を作成し、広域観光振興部会の確認を受けること。
- (2) 本業務により生じた著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、広域観光振興部会へ帰属するものとする。
- (3) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、広域観光振興部会は責任を負わない。
- (4) 本業務により生じるすべての成果品を広域観光振興部会の許可なく公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏えいし、または、開示しては

ならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

- (5) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、広域観光振興部会と協議を行う。